

「元下指針」を一部改正しました。(H29. 7. 5)

「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針(以下、「元下指針」という。)」に係る提出資料の見直しを行い、事務の負担軽減を図るとともに、提出書類の様式を見直し、元下指針に係る遵守事項を明確化するため、下記のとおり「元下指針」を一部改正しましたので、お知らせします。

改正内容

- ◆重層下請理由書(様式第1号)の作成義務者は「直接請負者」であることを明示しました。
- ◆府外下請選定理由書の作成を不要とし、府外企業を選定した理由は「下請工事契約時チェックリスト(様式第2号)」への記入に変更しました。
- ◆誓約書(京都府暴力団排除条例第13条第5項関連)のうち、府へ提出を要する誓約書は建設業の許可を有しない者が誓約した誓約書に限定しました。
※下請契約における誓約書の徴取及び保管義務については、従来どおり。
- ◆下請工事契約時チェックリストに、健康保険等に関する加入状況項目や提出書類及び現場の掲示に係るチェックリスト等を追加しました。

対 象

平成29年8月1日以降に府と契約を締結する工事

※既契約の工事についても、適用期日以降に新たに下請負契約を締結するものに適用することができます。

